

働き方改革事例集等作成業務に関する説明書

平成29年4月

1 委託業務の名称

働き方改革事例集等作成業務

2 目的

長岡市の労働人口は、人口減少や進学等を理由とする転出により減少しており、多くの中小企業は人材不足の状況が顕著になっている。そのため、限られた人材を有効に活用する必要があり、多様な働き方や生産性を上げる働き方により、効率的に業務を行っていかねばならない。

また、大学生などの若年求職者の多くは「ワーク・ライフ・バランス」等働きやすい職場環境が整備されている企業を選択する傾向があるため、労働環境の改善は人材獲得を進める上で不可欠である。

よって、これまで以上に働きやすい職場づくりが推進するよう、国が進める「働き方改革」と連動し、積極的に市内企業に働きかけていくもの。

3 業務の概要

以下の内容について、企画、提案、制作、広報、集客及び実施運営を含めた業務とする。

(1) 働き方改革事例集の作成

若者雇用、女性活躍、ワーク・ライフ・バランスなど、市内企業の各種取り組みに関するインタビュー記事を盛り込んだ事例集の制作

事例は10件以上収集し、事例集は5,000部作成すること。(規格は契約後協議)

なお、本制作業務に係る全ての成果物(記事、地図、イラスト等)の著作権は長岡市に帰属する。

(2) 各種セミナーの開催

ハラスメント、男性の育児休業取得促進ほか事例集掲載の取り組みを紹介するセミナーを年間4回以上開催し、各セミナーの参加者は20人以上となる内容で実施すること。

(3) 広報周知

効果的な広報媒体を用いた取り組みの周知を図ること。

例：新聞などの出版メディア、テレビ、インターネット等の映像メディアなど

4 対象事業者等

(1) 長岡市内に本社又は支店機能が所在する事業者であること。

(2) 過去2年間の間に、企業を対象としたワーク・ライフ・バランス等に関するセミナーの開催実績があり、かつ、効果的なセミナー実施について企画立案、広報及び、迅速な連絡体制が整備されていること。

(3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業にあっては、障害者の

- 雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (6) この公告日以降に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 委託契約期間

平成 29 年度 平成 29 年 5 月下旬（予定）から平成 30 年 3 月 31 日まで

6 委託費

2,500,000 円（税込）以内とする。

（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではありません。）

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考。

8 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは女性活躍推進事業業務における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行う。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金

- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所等別）
- ・業務内容
- イ 過去2年間における人事・労務に関するセミナー開催実績（任意様式）
- ウ 今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）
- エ 本業務の担当予定者の氏名
予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。
- オ 本業務への取組体制
本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制を明示すること。
- カ 取組方針や内容等
現在の労働環境における課題やその改善方法、市内企業のワーク・ライフ・バランス取り組みに関する現状や課題などに関する認識や考え方を明示すること。
また、当該事業を実施における目標値を定めて提案すること。
- キ 会社のアピールポイント
- ク 費用見積り
事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費（千円単位）を明示すること。
- ケ 業務スケジュール
事例集作成のスケジュール、各種セミナーの開催日程を示すこと。

(3) 提案書の書式

- ・A4判横書きとし、表紙と8(2)ウを除き片面7枚以内に簡潔にまとめること。
用紙の使用は、縦・横を問わないが、文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- ・表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスとする。

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

- ア 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファクス及び電子メールとする。
ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を確認すること。
- イ 提出先 長岡市商工部産業政策課雇用促進係
住 所 〒940-0062
長岡市大手通2-6
フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階
電 話 0258-39-2402
FAX 0258-36-7385
e-mail sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp
- ウ 提出期限 平成29年4月19日（水曜日）午後5時必着

(2) 提案書

- ア 提出方法 4部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)
- イ 体裁 片面印刷とし、左上1ヵ所をホチキス止めすること。
- ウ 提出先 長岡市商工部産業政策課 (参加表明書提出先に同じ)
- エ 提出期限 平成29年5月1日(月曜日)午後5時必着
- オ ヒアリング 期日：平成29年5月8日(月曜日)
会場：長岡市役所大手通庁舎 6階 コラボレーションルーム
ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターは、選考された場合に当市を担当する者とする。こと。
ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。なお、ヒアリングの順は、参加事業者名称の五十音順とする。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により行うものとし、ファクスまたは電子メール(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

- ア 質問の受付及び回答課 長岡市商工部産業政策課
- イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から
平成29年4月21日(金曜日)午後3時まで

(2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成29年4月25日(火曜日)までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者でヒアリングに参加した者で、次の各要件に該当するものの中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定する。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

12 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して2日以内にその理由の説明を

書面で求めることができる。

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された参加資格確認申請書は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

担 当：長岡市商工部産業政策課雇用促進係

住 所：〒940-0062

新潟県長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト長岡市役所大手通庁舎6階

電 話：0258-39-2402

FAX：0258-36-7385

e-mail：sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp